

運送事業者に対する行政処分(令和5年9月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和5年9月19日	株式会社富士タクシー(法人番号1220001005768)代表者塚本泰央	石川県金沢市御供田町木171番地2号	本社営業所	石川県金沢市御供田町木171番地2号	文書警告	道路運送法(以下「法」)第27条第3項	令和4年5月10日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)(2)点呼の記録記載不備(運輸規則第24条第5項)(3)乗務員台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。